

京都市公衆浴場法の施行に関する要綱

令和6年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場法（以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（以下「省令」という。）、京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市公衆浴場法施行細則（以下「細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 法第2条第1項の規定による許可の申請は、省令及び細則に定めるほか、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 構造設備の概要（第1号様式）
- (2) 浴槽の平面図及び断面図（浴槽内の面積及び容積の算定のための寸法を明記したものであること。）
- (3) 給水、給湯、排水の系統図（送水方向を記したものであること。）
- (4) 入浴施設に循環ろ過装置を使用する場合は循環ろ過装置の系統図（集毛器、消毒装置等の位置を明示したものであること。）並びに型式、方式及び能力を確認することができる図書
- (5) 営業施設の所有者が申請者以外の場合は、使用承諾書及び借受契約書の写し（一般公衆浴場の事前許可の場合に限る。）
- (6) 飲用に供する水（洗面設備で使用する水、洗面設備を設けない場合については飲料水を供給する設備で使用する水。以下同じ。）に水道法の適用を受けない水（水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする貯水槽から供給を受ける水（小規模貯水槽水道という。）を除く。以下同じ。）を使用する場合は、飲用に適している旨確認できる水質検査成績書の写し
- (7) 浴用に供する湯水に水道法の適用を受けない水を使用する場合は、細則第10条第1項第2号に定める水質基準に適合している旨確認できる水質検査成績書の写し
- (8) 建築基準法第7条第4項に規定する完了検査を要する新築、増築等を伴う許可申請にあつては、建築基準法に規定する検査済証の写し
- (9) 消防法令適合通知書（サウナ及び岩盤浴設置の場合に限る。）
- (10) 電気用品安全法に規定する特定電気用品であることの表示（ひし形の中にPSEと記載）又は旧電気用品取締法に規定する甲種電気用品型式認可マーク及び型式認可番号が記載してある説明書等（電気浴器設置の場合に限る。）
- (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する製造

番号又は製造記号、名称、成分、用法、用量及び効能等が記載してある説明書等（医薬部外品等を使用する薬湯等設置の場合に限る。）

- (12) 条例第6条の規定により基準の全部又は一部を適用しないことを求める場合にあつては、施設の利用目的及び利用形態が、公衆衛生上及び風紀上支障がないことを示す資料
- (13) 細則第7条第2項の規定により基準の全部又は一部を適用しないことを求める場合にあつては、施設の利用目的及び利用形態が、公衆衛生上支障がないことを示す資料
- (14) 公衆浴場（その他の公衆浴場）申告書（第2号様式）（その他の公衆浴場の場合に限る。）
- (15) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する添付図書のうち、官公署が証明する図書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

（承継の届出）

第4条 法第2条の2第2項の規定による届出は、省令及び細則に定めるほか、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 申立書（相続であつて不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しがない場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める図書

（変更の届出）

第5条 細則第2条の申請書又は細則第5条の届出書に記載した事項を変更したとき、省令第4条の規定による届出は、当該変更の内容を証する図書を添えて行うものとする。

（構造設備の基準）

第6条 公衆浴場の構造設備の基準は、条例、細則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。

- (1) 条例第4条第1号に規定する安全に保管することができる設備とは、鍵付き保管設備が望ましいものとする。
- (2) 条例第4条第4号に規定する安全に保管することができる設備とは、鍵付き保管設備等、保管物を他者が持ち去ることができない設備とする。ただし、従業員が安全に保管することができる場合はこの限りでない。
- (3) 条例第4条第3号イに規定する外部には、男女別に脱衣室と浴室その他の入浴設備が設けられている施設において、脱衣室と浴室その他の入浴設備がそれぞれ隣接している場合、当該隣接面を含まない。
- (4) 条例第4条第6号アに規定する浴槽の規模に応じたるろ過能力とは、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力とする。
- (5) 条例第4条第6号イに規定する浴槽湯水の消毒効果が高い箇所とは、浴槽湯水がろ過器内に入る直前とする。

- (6) 条例第4条第8号の規定は、施設において汚水が生じない場合は適用しない。
- (7) 条例第4条第9号及び細則第7条第1項第5号に規定するその他の入浴者が利用しやすい場所とは、脱衣後の入浴者が利用できる営業所内の範囲とする。ただし、水着又は作務衣等の入浴用の衣類（以下「水着等」という。）を着用して入浴させる施設にあつては、水着等を着用後に入浴者が利用できる範囲内に男女別に設けることとする。また、同時に2人以上を入浴させない施設にあつては、当該入浴者のみが利用する営業所内の範囲とする。
- (8) 細則第7条第1項第2号オに規定するその他の措置とは、洗い場と浴槽の間に排水溝が設けられている等、洗い場で使用した湯水が浴槽内に流入しないものとする。
- (9) 細則第7条第1項第5号に規定する洗面設備は、流水受槽式とする。
- (10) 細則第7条第1項第6号エの温度調節装置とは、温度を調整することが可能な設備とし、自動であることに限らない。
- (11) 細則第7条第1項第6号オに規定する非常用警報器その他の入浴者の安全を確保するための装置とは、入浴者が緊急事態を営業者又は管理者に通報することができる装置とする。

(施設管理の基準)

第7条 条例、細則に規定するもののほか、循環ろ過装置を利用する浴槽等の衛生管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」に準拠すること。

2 条例第5条第3号イのただし書に規定する公衆衛生上支障がないと認められる物質を含有させ、又は電気、放射線等を作用させる場合とは、次のいずれかの場合とする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の許可を受けた医薬部外品等を含有させる場合
- (2) 電気用品安全法又は旧電気用品取締法に規定する型式承認を受けたものを使用する場合
- (3) その他公衆衛生上支障がないと認められる場合

3 飲用に供する水に水道法の適用を受けない水を使用する場合の水質検査の項目及び頻度は、次の表に掲げるとおりとする。

検査対象	検査回数
水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項	1年に1回以上

注：飲用に供する水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

4 飲用に供する水の消毒は遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上

となるように管理すること。

(脱衣室に関する基準の特例)

第8条 脱衣室に関する基準の特例を適用できるのは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 介護を要する者及びその者を介護する者を温湯等を使用して入浴させる個室の浴室（以下「介護風呂」という。）の場合、当該浴室を利用する者のみが使用する脱衣室については、条例第6条の規定により条例第4条第3号アに掲げる基準を適用しないことができる。
- (2) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第1号アに掲げる基準を適用しない場合、「公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」（以下「要領」という。）に記載の脱衣室の床面積の計算式により算出される面積以上の床面積をそれぞれ確保すること。
- (3) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第1号イに掲げる基準を適用しない場合、床面から2.1メートル以上の天井の高さを確保すること。ただし、建築基準法に規定する建築物に当たらない場合はこの限りでない。
- (4) 温湯等を使用して入浴させない施設の場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第5号に掲げる基準を適用しないことができる。ただし、脱衣室その他の入浴者の利用しやすい場所に入浴者が自由に飲用できる飲用に供する水を供給する設備を設けること。

(浴室その他の入浴設備に関する基準の特例)

第9条 浴室その他の入浴設備に関する基準の特例を適用できるのは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 介護風呂の場合、条例第6条の規定により条例第4条第3号ア及び第5条第7号に掲げる基準を適用しないことができる。
- (2) 入浴者が水着等を着用する施設の場合、条例第6条の規定により条例第4条第3号ア及びイ並びに第5条第7号に掲げる基準を適用しないことができる。
- (3) 温湯等を使用し入浴させない施設の場合、条例第6条の規定により条例第4条第5号アに掲げる基準を適用しないことができる。
- (4) 温湯等を使用し入浴させない施設であって、衛生的な清掃等の施設の管理が可能な場合、条例第6条の規定により条例第4条第5号イ及びウに掲げる基準を適用しないことができる。
- (5) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号アに掲げる基準を適用しない場合、要領に記載の計算式により算出される面積以上の洗い場及び浴槽の床面積を確保すること。ただし、温湯等を使用し入浴させない施設にあつてはこの限りではない。
- (6) 温湯等を使用し入浴させない施設又は換気設備を設けることによって湯気を適切に排出できる施設の場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号イに掲げる基準を適用しないことができる。

- (7) 細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号ウに掲げる基準を適用しない場合、温湯等を使用し入浴させる施設にあっては、要領に記載の計算式により算出される面積以上の浴槽の面積を確保すること。
- (8) 温湯等を使用し入浴させない施設であって、次のいずれかの場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号エに掲げる基準を適用しないことができる。
 - ア サウナ及び岩盤浴であって、清潔なタオル等によって入浴者の清潔が確保できる場合
 - イ シャワーを設ける場合
- (9) 浴槽を設置しない場合、細則第7条第2項の規定により同条第1項第2号オ及びカに掲げる基準を適用しない。

(施設管理の基準の特例)

第10条 施設管理の基準の特例を適用できるのは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 主たる浴槽の湯水について、第7条第2項各号のいずれかの場合、条例第6条の規定により条例第5条第3号イに掲げる基準を適用しないことができる。
- (2) 使用の都度換水する場合、条例第6条の規定により条例第5条第3号エに掲げる基準を適用しないことができる。

(その他の基準の特例)

第11条 屋外の施設で下水管や下水溝を設置することが困難であって、下水管や下水溝の設置に代えて生じた汚水を貯留し、適切に施設外に搬出することができる設備を設置する等の措置を講じることにより衛生的な管理ができる場合、条例第6条の規定により条例第4条第8号に掲げる基準を適用しないことができる。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生担当部長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 要綱制定以前の様式による用紙については、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。